令和８年１１月
宮崎県産業政策課

令和８年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者募集要項

第１　趣旨

地方における人口減少が大きな問題となる中、本県経済の活性化を図るため、県内企業等への就職・定着を促進し、これからの地域や産業の担い手を確保することは重要な課題となっている。

本県では、県内企業等に就職する若者の奨学金の返還を支援する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施することとし、第３の１に該当する者を対象として、支援対象者の募集を行う。

第２　事業の内容

１　事業の流れ

①　みやざき産業人財確保支援基金への積立て

本事業の財源となる基金へ、宮崎県の出捐や就職先となる県内企業等（以下、「支援企業」という。）の寄附、県外企業の寄附（企業版ふるさと納税）により積立てを行う。

②　支援対象者の認定・就職

支援企業から内定を受けた者のうち、対象となるもの（以下、「支援対象者」という。後述第３参照）は、第７の３に掲げる提出期限までに、本人から県へ支援対象者の申請を行う。

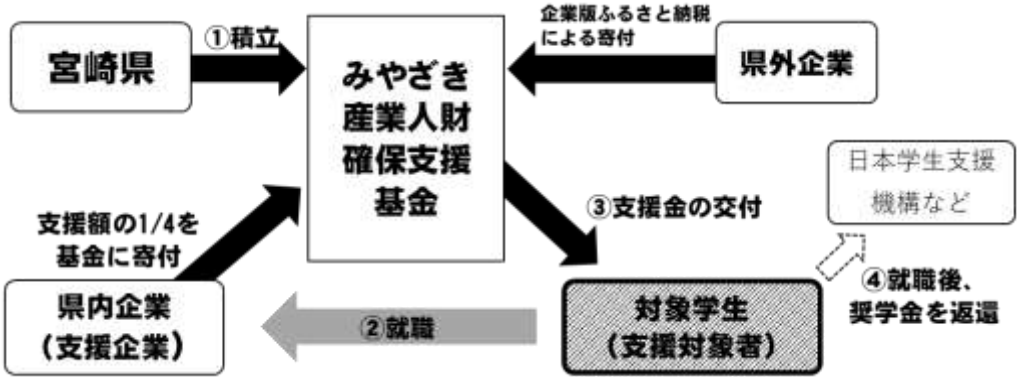
③　支援対象者へ支援金の支払い

支援対象者が就職し、就職した日から１年、３年、５年勤務した後、申請基準日（就職した日の翌日以後最初に到来する５月１日）からそれぞれ１年、３年、５年を経過した日の属する年度の５月 31 日までに交付申請を行うことにより、県の基金から支援金が交付される（該当する年の７～９月頃）。

④　奨学金の返済

交付された支援金は、全額、奨学金貸与機関への返済に充てるものとする。

２　イメージ図



第３　支援対象者の要件

以下の要件に該当すること。

1	支援企業（※1）に、正規雇用により就職する以下ａ、ｂのいずれかを満たす大学等（※2）の在学生又は既卒者であること。 【ａ】令和８年５月１日～令和９年４月 30 日に就職する（就職した）者 【ｂ】令和８年３月 20 日～令和８年４月 30 日に就職した者（※3） ※1 支援企業：県が認定した企業等。内定時点で企業が支援企業の認定を受けていることが必須。 ※2 大学等：大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程・高等課程、高等学校 ※3 前年度（令和７年度）の募集締切日である「令和８年３月 19 日」以降に内定を受けた者に限る。内定時期を確認するため、申請時に提出する「支援企業推薦書（様式第６号）」の余白部分に、支援企業により「内定日 令和〇年〇月〇日」と記載（追記）されたものを提出すること。
2	就職してから５年が経過する日までの就業地域が宮崎県内であること。

第４　支援対象者への支援限度額及び交付額

支援金の額は、支援対象者が借り入れた奨学金の返還残額（就職日時点）のうち元本相当額の２分の１又は下の表に定める支援限度額のいずれか低い方の額とする。

	支援限度額（千円）	交付額		
		１年経過時	３年経過時	５年経過時
大学院・６年制大学	1,500	返還残額のうち元本相当額の２分の１又は支援限度額のいずれか低い方の額に 0.3 を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の２分の１又は支援限度額のいずれか低い方の額に 0.3 を乗じて得た額	返還残額のうち元本相当額の２分の１又は支援限度額のいずれか低い方の額から、１年経過時及び３年経過時に交付した額の合計を控除して得た額
４年制大学・高専（専攻科）	1,000			
短大・高専(本科)・専修学校専門課程	500			
高校・高専（３年次修了）・専修学校高等課程	400			

第５　対象となる奨学金

日本学生支援機構奨学金、宮崎県育英資金、宮崎県奨学会奨学金
※入学時特別増額貸与奨学金を含む。

第６　その他の条件

支援対象者の認定後、次の(1)～(8)のいずれかに該当することとなった場合は、認定の取消しとなる。該当する事由が生じた際には、支援対象者本人により、その旨を県へ報告しなければならない。

(1)	奨学金の貸与を取り消された場合
(2)	認定を受けた年度内に大学等を卒業できなかった場合（在学生の場合に限る）
(3)	予定していた時期に支援企業に就職しなかった場合

(4)	支援企業に就職後５年を経過する前に離職した場合
(5)	就業地域が宮崎県内でなくなった場合（ただし、県内の事業所に在籍したまま県外への長期出張や研修に参加するなど、合理的な理由による一時的な場合は除く。）
(6)	奨学金の返還が滞った場合
(7)	奨学金の返還が免除された場合
(8)	その他、認定を取り消すことが相当であると知事が認めた場合

第７　支援対象者の申請方法

支援を希望する場合は、支援の対象となる本人から、県へ申請を行う。

１　提出書類

(1) 大学等の在学生の場合

① 「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定申請書（様式第５号）
② 支援企業推薦書（様式第６号）
③ 奨学金の貸与額が分かる書類
(奨学金貸与証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。)
※複数件の貸与を受けている場合は、すべてについて証明書等を添付すること。

※大学等在学中に奨学金の返還をしている場合は、返還残高が分かる書類（奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。）を添付すること。

※申請時点ですでに就職している場合は、就職日時点における返還残高が分かる書類を添付すること。

④ 在籍する大学等の卒業（修了）見込証明書

(2) 大学等の既卒者の場合

① 「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」支援対象者認定申請書（様式第５号）
② 支援企業推薦書（様式第６号）
※第３の１【ｂ】に該当する者は、余白部分に、支援企業により「内定日 令和〇年〇月〇日」と記載（追記）されたものを提出すること。
③ 奨学金の貸与額及び返還残高が分かる書類
(奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの。貸与機関が発行したものに限る。)
※複数件の貸与を受けている場合は、すべてについて証明書等を添付すること。
④ 最終学歴となる大学等の卒業（修了）証明書の写し

２　提出方法

次の(1)、(2)のいずれかの方法で県へ提出すること。
様式等は、宮崎県電子申請システム又は県庁ホームページ（末尾参照）でダウンロード可能。

(1) 宮崎県電子申請システムによる提出【推奨】

申込フォームに必要事項を記入の上、**②～④の書類**を添付して送信すること。
①の書類は、申込フォームの内容と同一であるため、添付は不要。

※電子申請システムＵＲＬ
（右の二次元コードからも申請可能）
https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/shientaisyosyabosyu261228

＜注意事項＞
電子申請システムによる申込み後は、県から受付完了メールが自動で送信されるので、受付完了メールが届かない場合は、下記の問合せ先へ連絡すること。

(2) 郵送による提出
①～④の書類を紙媒体にて郵送すること。

３　提出期限

令和８年１２月２８日（月）必着
※提出期限後に内定を受けた対象者については、別途、２月以降に申請期間を設ける。

第８　結果の通知

令和９年２月末までに、申請者の住所へ審査結果の通知文書を郵送する。

第９　問合せ先・申請書類提出先

宮崎県 総合政策部 産業政策課 産業デジタル担当
〒880-8501　宮崎県宮崎市橘通東２丁目１０番１号
電　話：0985-26-7682　ＦＡＸ：0985-26-0047
E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

※県庁ホームページ
令和８年度「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」の支援対象者の募集について
（右の二次元コードからも御覧いただけます。）
https://www.pref.miyazaki.lg.jp/sangyoseisaku/shigoto/sangyo/hinatashien/20261009140721.html